間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	（略）
リ・ヌ　（略）	

間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの	（略）
リ・ヌ　（略）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。